

喜多方市制限付一般競争入札実施要綱

(平成 20 年 1 月 4 日改正)

(平成 20 年 4 月 1 日改正)

(平成 21 年 4 月 1 日改正)

(平成 22 年 1 月 4 日改正)

(平成 23 年 3 月 17 日改正)

(平成 27 年 4 月 1 日改正)

(平成 28 年 8 月 29 日改正)

(平成 28 年 10 月 5 日改正)

(平成 31 年 2 月 27 日改正)

(令和 2 年 4 月 10 日改正)

(令和 3 年 2 月 26 日改正)

(令和 7 年 3 月 21 日改正)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、喜多方市が発注する建設工事、測量・設計コンサルタント業務、財産の買入れ、物品の借入れ、役務の提供その他の請負契約（以下「建設工事等」という。）に係る地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 5 及び第 167 条の 5 の 2 の規定による資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）の実施に関し、施行令及び喜多方市財務規則（平成 18 年喜多方市規則第 47 号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象建設工事等)

第 2 条 制限付一般競争入札により入札を行う建設工事等は、次に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額を超えるものとする。

- (1) 建設工事 **200** 万円
- (2) 測量・設計コンサルタント業務、役務の提供 100 万円
- (3) 財産の買入れ 150 万円
- (4) 物件の借入れ 80 万円
- (5) 前各号に定める以外の請負契約 100 万円

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 特殊な技術を必要とする建設工事等
- (2) 災害等の緊急を要する建設工事等
- (3) 多様な入札方式を考慮しなければならない建設工事等
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか市長が特に必要と認めた建設工事等

(入札の公告)

第 3 条 市長は、制限付一般競争入札に付そうとするときは規則第 112 条に定める事項を公告するものとする。

2 前項の公告の内容は、本庁、各総合支所、契約担当課、設計担当課内で掲示するとともに喜多方市ホームページに掲載するものとする。

(入札参加資格)

第4条 制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 喜多方市工事等請負有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されている者であること。
- (2) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 市内業者又は準市内業者であること。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- (4) 建設工事については、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていることとし、測量・設計コンサルタント業務、財産の買入れ、物品の借入れ、役務の提供その他の請負契約については、当該業務の業務種別により業務を履行するための許可等が必要と認められるものについては、当該許可等を受けていること。
- (5) 建設工事については建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を、測量・設計コンサルタント業務については主任技術者、社内審査員、管理技術者及び照査技術者をそれぞれ適正に配置できること。
- (6) 喜多方市建設工事等入札参加資格制限措置要綱に定める措置期間中でないこと。または、措置期間を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- (8) 別表の入札参加の設定基準に掲げる有資格者名簿の格付等級及び入札参加可能範囲に係る入札参加資格を満たす者であること。

2 入札参加資格については、前項に定めるもののほか、次に掲げるものの中から必要に応じて定めることができるものとする。

- (1) 配置技術者の要件
- (2) 同種又は類似建設工事等履行実績
- (3) 同規模建設工事等履行実績
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が特に必要と認める事項

3 次に掲げる場合には、喜多方市競争入札審査委員会規程（平成18年喜多方市訓令第16号）に規定する喜多方市競争入札審査委員会（以下「委員会」という。）の審議を経なければならない。

- (1) 建設工事等の特殊性等から、入札方式を変更する場合
- (2) 第1項に規定する入札参加資格要件を変更する場合
- (3) 前項に規定する入札参加資格を付し、又は付した入札参加資格を変更する場合
(設計図書等の閲覧)

第5条 建設工事等に係る図面、仕様書及び現場説明書（以下「設計図書等」という。）は、第3条の規定による公告の日から当該公告において指定する日までの間、設計担当課または喜多方市ホームページにおいて閲覧に供するものとする。

2 設計図書等について質問がある場合は、建設工事等ごとに公告で定める質問締切期限までに、質問書（様式第1号）により質問することができる。

3 市長は前項の質問があった場合には、質疑応答書（様式第2号）により速やかに回答するとと

もに、設計担当課または喜多方市ホームページにおいて閲覧に供するものとする。

(入札保証金の免除)

第6条 制限付一般競争入札に参加する入札者の入札保証金については、規則第115条の規定により免除する。ただし、落札者決定の通知を受けた後に、契約しない場合には見積りに係る入札金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の5に相当する額を納めるものとする。

(入札参加資格の申請)

第7条 制限付一般競争入札に参加を希望する者は、公告において指定する日までに、制限付一般競争入札参加申請書(様式第3号、以下「入札参加申請書」という。)を契約担当課に提出しなければならない。

- 2 その他市長が必要と認める場合には、その都度関係書類を添付しなければならない。
- 3 入札参加申請書を提出した者で、入札を辞退しようとする者は、開札までに入札辞退届(様式第4号)を契約担当課へ提出し、入札を辞退することができる。

(入札の方法)

第8条 入札の方法は、来庁又は郵便等による入札(郵便等とは入札書を郵便による提出又は直接窓口へ提出する方法により行う入札をいう。)とする。なお、その方法については公告で示すものとする。

- 2 郵便等による入札の場合は、一般書留、簡易書留による郵送又は直接提出する方法のいずれかの方法で、入札公告に記載された到着(提出)期限までに指定された郵送(提出)先に到達しなければならないものとする。
- 3 入札書を提出する場合、入札公告に示す書類を所定の方法で提出しなければならない。
なお、使用する入札書等の様式については次のとおりとする。

(1) 建設工事の場合 様式第5号の1及び2(入札書及び価格内訳書)

(2) 業務委託等の請負の場合 様式第5号3

(3) 物品購入等(リースも含む。)の場合 様式第5号の4

- 4 提出した入札書等の書換え又は引替えをすることができない。

(入札の執行等)

第9条 入札は公開するものとし、入札回数は2回を限度とする。

- 2 入札執行者は、入札を執行する場合は開札に当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
- 3 入札は自動落札方式とする。ただし、「当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要がある」と認められる場合には最低制限価格制度を採用するものとする。
- 4 次の各号のいずれかに該当する入札は、失格又は無効とする。

(1) 入札金額が最低制限価格を下回る入札

(2) 入札公告において定める入札に違反した入札

(落札候補者)

第10条 入札執行者は、開札後、最低価格で入札した者から第3順位者までの入札参加者(以下「落札候補者」という。)の入札金額及び入札参加者名を開札の場において読み上げるものとする。

- 2 前項の場合において、最低価格の入札参加者が複数ある場合は、直ちにくじにより落札候補

者の順位を決定するものとする。なお、くじの方法は別に定める「競争入札に係るくじ運用基準」により行うものとする。

- 3 最低価格から第2順位者又は第3順位者の入札参加者が複数あり、落札候補者の順位を決定できない場合は、前項の規定に準じて順位を決定するものとする。
- 4 入札執行者は、落札候補者を決定したときは、落札決定を保留し、落札候補者のうち第1順位の者から順に入札参加資格の確認を行った上、落札者を決定する旨を宣言しなければならない。
(入札参加資格の確認)

第11条 市長は、開札終了後速やかに、第1順位の落札候補者に対して入札資格確認に必要な関係書類を提出させ、入札参加資格の確認を行うものとする。

- 2 資格確認の結果、第1順位の落札候補者が当該入札参加資格要件を満たしていないときは、次順位者から順次資格確認を行うものとする。
- 3 入札資格確認該当者が当該入札参加資格要件を満たしていない場合には、資格確認不適合通知書(様式第8号)により当該入札資格確認該当者に通知する。
- 4 資格確認の結果、落札者が決定したときは他の次順位者に対しての資格確認は行わないものとする。
(落札者の決定)

第12条 落札候補者が入札参加資格を有することを確認したときは速やかに当該落札候補者を落札者として決定するものとする。

- 2 市長は、落札者を決定したときは、落札決定通知書(様式第9号)により当該落札者へ通知し、契約締結に必要な書類の提出を指示するものとする。
(入札参加資格要件を満たさないと認めた者に対する理由の説明)

第13条 第11条第3項の通知を受理した者で当該通知に不服があるものは、当該通知が到達した日の翌日から起算して2日以内(日曜日、土曜日及び休日を除く。)以内に、市長に対して当該入札参加資格要件を満たさないと認めた理由について書面により説明を求めることができる。

- 2 市長は、前項の規定により説明を求められたときは、様式第10号により回答するものとする。
(入札結果等の公表)

第14条 契約担当課長は、建設工事等の入札結果を、落札決定後速やかに、次に掲げる方法により公表するものとする。

- (1) 契約担当課での閲覧
- (2) 喜多方市ホームページへの掲載

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、入札の執行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年9月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前において、既に起工の決裁を得ている建設工事については、なお従前の例による。
- 3 喜多方市制限付一般競争入札実施要綱(平成18年1月4日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 22 年 1 月 4 日から施行する。

2 この要綱の施行前において、既に公告を行ったものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 8 月 29 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 28 年 10 月 5 日から施行する。

2 この要綱による改正後の別表は、平成 29 年度以後の入札参加資格について適用し、平成 28 年度までの入札参加資格については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

1 格付等級（建設工事）

種 類	Aランク	Bランク	Cランク	Dランク
土木・建築・舗装	800 点以上	700 点以上 800 点未満	600 点以上 700 点未満	600 点未満
電気・管	800 点以上	700 点以上 800 点未満	700 点未満	
水道施設	700 点以上	600 点以上 700 点未満	600 点未満	

(1) 格付等級に使用する点数

格付けに使用する点数は、下記に掲げる客観点、市が独自に設定する主観点及び特別点を合計した総合点とする。

ただし、特別点については入札案件に応じて加点するか否かを選択することができる。

① 客観点

経営事項審査の「経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書」の総合評定値（P点）とする。

② 主観点（市内に本社のある企業のみを対象とする。）

下記事項の点数の合計点を主観点とする。

区 分	評価項目	主観点
1 常用雇用した新卒者の有無	審査基準日の3年前の日が属する年度の4月1日以降に、学校教育法に規定する高等学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校又は職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設及び職業訓練人が設置する認定高等職業訓練校の課程（在職者訓練を除く。）を卒業した者を常用雇用（契約期間の定めのない労働契約による雇用。いわゆる正式採用）	《算出式》 新卒者の数（3人まで）×10 例）新卒者の数が2人の場合 2人×10=20点

	した場合。		
2 障がい者の法定雇用義務の遵守の有無	審査基準日における障がい者の雇用の有無	障害者の雇用の促進等に関する法律第 43 条に規定する障害者の法定雇用義務がある場合は、当該義務を遵守していること。	10 点
		上記に該当しない場合は、障害者を雇用していること。	10 点
3 喜多方市消防団活動への協力の有無	審査基準日における消防団員として活動している従業員の雇用の有無及び協力事業所認定の有無	現に消防団員として活動している従業員を雇用していること。	10 点
		喜多方市消防団協力事業所に認定されていること。	10 点
4 保護観察対象者等の就労支援の有無	審査基準日における保護観察対象者の就労支援の有無	協力雇用主に登録されていること。	5 点
		直接雇用の従業員がいること	20 点
5 女性活躍推進に向けた取り組みの有無	審査基準日における女性技術者雇用の有無（注）	女性技術者の数（3 人まで）×10	例) 女性技術者の数が 2 人の場合 2 人×10=20 点
6 除雪、災害対応業務の有無	審査基準日の直前 2 年間における除雪、災害対応業務の契約実績の有無	市発注による市管理道路の除雪業務の実績がある。	25 点
		市発注による道路、河川、農地等の災害対応業務の実績がある。	25 点
7 高齢者除雪支援事業への協力の有無	審査基準日の直前の 2 年間の高齢者除雪支援事業への協力実績の有無	高齢者除雪支援事業への協力実績があること。	10 点

8 入札参加 資格制限の 有無	審査基準日の直前の2年 間の入札参加資格制限歴 (いずれも1件ごと)	1月未満	-10点
		1月以上2月未満	-20点
		2月以上3月未満	-30点
		3月以上6月未満	-40点
		6月以上	-50点

※注：技術者とは、主任技術者になれる資格を有する者をいう。

③ 特別点等（市内に本社のある企業のみを対象とする。）

優良工事施工者に対する優遇措置として、土木工事、建築工事、舗装工事、及び水道施設工事において、次の者に特別点等を付与するものとする。

ア 喜多方市請負工事成績評定実施要領による評定点が86点以上（請負金額500万円未満の工事にあつてはAランクのもの。）の工事を施工した者
対象工事の工種に竣工年度の翌年度5月1日から6か月間、特別点70点を付与する。

ただし、客観点及び主観点の合計点数が800点以上（水道施設工事にあつては700点以上）の場合、特別点の付与にかわる優遇措置として、設計金額にかかわらず対象工種全ての入札案件に参加することができることとする。

イ 喜多方市優良建設工事表彰実施要綱により表彰を受けた者

表彰を受けた工事の工種に、表彰年度の11月1日から6か月間、アで示す特別点等を付与する。

2 参加可能範囲（建設工事）

格付に応じて、○印の付された設計金額の入札案件に参加することができることとする。

ただし、1（1）③アのただし書きに該当する場合はこの限りではない。

（1）土木工事

設計 金額 格付	5000万円以上	3000万以上 5000万未満	1000万円以上 3000万未満	500万円以上 1000万未満	<u>200</u> 万円超 500万未満
A	○	○	○		
B		○	○	○	

C			○	○	○
D				○	○

(2) 建築工事

設計金額 格付	5000万円以上	3000万以上 5000万未満	1000万円以上 3000万未満	500万円以上 1000万未満	<u>200</u> 万円超 500万未満
A	○	○	○		
B		○	○	○	
C			○	○	○
D				○	○

(3) 舗装工事

設計金額 格付	2000万円以上	1000万円以上 2000万未満	500万円以上 1000万未満	<u>200</u> 万円超 500万未満
A	○	○		
B		○	○	
C			○	○
D				○

(4) 電気工事

設計金額 格付	<u>200</u> 万円超
A	○
B	○
C	○

(5) 管工事

設計金額 格付	<u>200</u> 万円超
A	○
B	○
C	○

(6) 水道施設工事

設計金額	4000万円以上	2000万円以上 4000万未満	<u>200</u> 万円超 2000万未満
------	----------	---------------------	---------------------------

格付			
A	○	○	○
B		○	○
C			○

※上記以外の工種における工事の格付及び参加可能範囲、測量・設計コンサルタント業務、物品の買入れ、借入れ、財産の売払い、物件の貸付け、役務の提供及びその他すべての請負契約の地域要件等については、発注ごとに定めることとする。